

＜平成26年4月25日付け通達改正＞

- 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者
に対する行政処分等の基準について
- 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

I. 行政処分等の基準

- (1) 乗務員の体調の変化時等における措置義務違反
(運輸規則第二十一条第七項違反)

初違反を警告とし、再違反を10日車とする。

- (2) 運行に関する状況の把握等のための体制の整備違反
(同第二十一条の二違反)

初違反を10日車とし、再違反を20日車とする。

II. スケジュール

平成26年5月1日から施行。